

## 1 ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容（H22年度）

項目	項目	詳細	委員 【2名】	議員 【2名】	計
委員会議等	定例・臨時委員協議会		36	33	69
その他活動	委員監査（懸案事項聴取・ 現地調査）	府関連部局等調査	19	14	33
	打合せ	事務局での打合せ	24	27	51
		訪問しての打合せ	30	3	33
	その他	・住民監査請求に関する説明、打合せ ・包括外部監査に関する報告、意見交換 ・全都道府県監査委員協議会 等	18	12	30
	小計			91	56
合計			127	89	216
委員一人あたり月平均日数			5.3	3.7	4.5

※あわせて、H20年度から3年間の委員会議の開催実績についてご記入ください。

期間	開催回数	備考
H20年度	25回	(定例) 12回 (臨時) 13回
H21年度	21回	(定例) 17回 (臨時) 4回
H22年度	18回	(定例) 16回 (臨時) 2回

## 2 活動日数以外での委員の業務量について客観的なデータがありましたら、ご記入ください。

（例. 不服申立ての審査件数、許認可や行政処分の件数など）【H20～22年度実績】

【住民監査請求】		【監査結果】					
平成20年度	12件	平成20年度 (意見)	10件	(指摘)	52件	(指示)	0件
平成21年度	6件	平成21年度 (意見)	26件	(指摘)	58件	(指示)	2件
平成22年度	5件	平成22年度 (意見)	98件	(指摘)	101件	(指示)	35件

## 3 委員であることによる日常生活への影響について

（例. 間接的ではあるが、具体的な影響など）

監査委員（非常勤）の識見は、公認会計士及び弁護士であり、本来業務に少なからず影響があることは否定できない。  
 実際の影響については、監査委員ご本人が出席させていただきますので、その時にお話しさせていただきます。

## 4 その他

特に記載すべき事項がありましたら、ご記入ください。

監査委員は、年間計画に基づき、上期は本庁全部局（一部出先機関含む）、下期は出先機関及び財政援助団体等の28機関の懸案事項説明聴取（2名体制）を実施。特に下期については、1日に午前・午後と2か所の出先機関等へ行っており、ほぼ終日監査業務に携わっているため拘束時間が長い。

監査委員は、府の行財政運営へのチェックを行うガバナンス機能の一躍を担っており、近年、自治体経営のチェック機能の強化についてその重要性が増大しており、監査委員としての職責は極めて大きいものがある。

また、監査を行う者の監査責任は高く、とりわけ資格職である公認会計士や弁護士にはその点からも責任は極めて大きい。